

【免除：学部（2019年度以前入学者）】

【徴収猶予：学部（留学生以外の全学生）】

令和4年度後期分 授業料の免除等について

目次

1. 注意事項
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について
 - (1) 授業料免除
 - (2) 特別選考による授業料免除
 - (3) 授業料徴収猶予
3. 授業料免除及び徴収猶予の家計評価基準（収入限度額）について

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

《授業料免除等出願者の個人情報について》

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

☆柏原キャンパス所属の学生

学生支援課奨学厚生係 072-978-3305

（取扱時間 平日9時～12時、13時～17時）

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

☆天王寺キャンパス所属の学生

天王寺地区総務課学務係 06-6775-6605

（取扱時間 平日13時～21時30分）

Mail rnjtg@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

- ◆受付期間に留学中で本人持参ができない場合は、事前にご相談ください。その他わからないこと等ありましたら、期日に余裕をもってお問い合わせください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容は学内掲示やポータルサイトでお知らせします。

1. 注意事項

◆本制度による授業料免除の対象者

2019年度以前入学の学部生（私費外国人留学生は除く）を原則として、すでに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の奨学生（支援区分が「基準外」の者を含む。）であるか、令和4年度後期において高等教育の修学支援新制度に申請し、採用もしくは家計基準を理由に不採用となった者。

・高等教育の修学支援新制度の給付奨学金の奨学生でない4回生以上の学部生（私費外国人留学生は除く）で、大阪教育大学授業料免除に申請するためには、以下の該当する場合を除き、9月30日（金）までに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の申し込み（申請書の提出、スカラネットによる入力、マイナンバーの機構到着のすべてが完了していること。）が必要です。

※申請が行われない場合は、授業料免除の選考対象とはなりません。

- (1) 日本国籍を有しておらず、かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外の者
- (2) 過去に高等教育の修学支援新制度の適用を受けたが、学業適格認定により「廃止」となった者
- (3) 高等学校卒業から大学に入学するまでの期間が2年を超える者（主に編入学者）
- (4) 大阪教育大学留学規程に基づき本学が留学を認め、修業年限内に留学を開始したことにより、修業年限を超えた者。ただし、修業年限を超えた1年間に限る。
- (5) 保有資産が2,000万円（生計維持者が1名の場合は1,250万円）を超えるため、高等教育の修学支援新制度に申請できない者

令和4年度春の在学採用で不採用となった場合でも再度給付奨学金の申請が必要です。

学部の令和2年（2020年）度新生からは、高等教育の修学支援新制度のみが対象となり、この要項に記載の授業料免除は対象外です。（ただし、徴収猶予のみについては申請できます。）

◆免除決定の優先順位について

本要項による授業料免除については、原則として令和元年度に授業料免除を受けていた方が高等教育の修学支援新制度による免除に移行した場合（例：令和元年度に全額免除を受けていた学生が、高等教育の修学支援新制度で2/3免除となった場合など）に不利益が生じないように、移行措置としての趣旨で実施しております。

ついては、この趣旨にのっとり、本免除の決定にあたっては、令和元年度に授業料免除を受けていた学生を優先して免除することとなります。（人数に余裕が出た場合は、令和元年度に授業料免除を受けていない学生を対象とする場合があります。）

このため、家計基準が免除に係る基準を満たしている場合でも、令和元年度に授業料免除を受けていない学生については、本要項による授業料免除を受けることができない場合がありますので予めご了承ください。

◆申請における注意事項

• 授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

(前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。)

• 選考とその結果について

後期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

なお、高等教育の修学支援新制度（以下、新制度とする）における給付型奨学金奨学生に採用された場合、授業料免除については新制度が優先され、新制度の不足分について、本学予算の範囲内で授業料免除が行われます。

【例1】 新制度 1/3 免除、本制度 1/2 免除 の場合 → 選考結果 1/2 免除

【例2】 新制度 2/3 免除、本制度 1/2 免除 の場合 → 選考結果 2/3 免除

• 授業料免除・徴収猶予の選考結果の郵送について

申請者全員に、12月下旬～1月上旬に本人あてに郵送する予定です。

大学に届出のある住所に郵送しますので、申請後、住所変更等が生じた場合は必ず学生支援課奨学厚生係（天王寺キャンパス所属学生は天王寺地区総務課学務係）にて住所変更の届出を行ってください。

変更届出を忘れた等理由として選考結果が届かなかったことによる責任は負いかねます。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請について

(1) 授業料免除

1 免除対象者

【この要項における授業料免除対象者】

●令和4年度において4回生以上の学部生（私費外国人留学生は除く）で、下記（1）又は（2）に該当し、かつ、すでに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の奨学生（支援区分が「基準外」の者を含む。）であるか、令和4年度後期において高等教育の修学支援新制度に申請し、採用もしくは不採用となった者。

※学部の令和2年（2020年）度以降の入学生は、高等教育の修学支援新制度のみが対象となり、本制度は対象外となります。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（次項の「2学力評価基準」参照）
(2) 令和4年4月から令和4年9月末までの間に本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

ただし、次の者については選考の対象としません。

- ① 令和4年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和4年9月30日時点で、令和4年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間（前・後期分）以内に限り免除対象者となります。
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

高等教育の修学支援新制度の奨学生でない4回生以上の学部生（私費外国人留学生は除く）で、後期授業料免除に申請するためには、以下に該当する場合を除き、本学が指定する期日（9月30日（金））までに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の申し込み（申請書の提出、スカラネットによる入力、マイナンバーの機構到着のすべてが完了していること。）が必要です。

※申請が行われない場合は、後期授業料免除の選考対象とはなりません。

- (1) 日本国籍を有しておらず、かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外の者
- (2) 過去に高等教育の修学支援新制度の適用を受けたが、学業適格認定により「廃止」となった者
- (3) 高等学校卒業から大学に入学するまでの期間が2年を超える者（主に編入学者）
- (4) 大阪教育大学留学規程に基づき本学が留学を認め、修業年限内に留学を開始したことにより、修業年限を超えた者。ただし、修業年限を超えた1年間に限る。
- (5) 保有資産が2,000万円（生計維持者が1名の場合は1,250万円）を超えるため、高等教育の修学支援新制度に申請できない者

令和4年度春の在学採用で不採用となった場合でも再度給付奨学金の申請が必要です。

2 学力評価基準

下記は令和4年度後期申請分の基準です。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも免除の対象となりません。

次表の修得単位数及び学力評価点以上の者を適格者とします。

(※注) 修得単位数とは令和4年9月末までの修得単位数

3年次編入学生は、既修得単位で認定された単位を含む。

() は第二部及び初等(夜間5年)の学生

回	生	修得単位数	学力評価点	備考
学 部	1	15 (11)	21.0	徴収猶予のみ申請可
学 部	2	45 (33)		
学 部	3	80 (58)		
学 部	4	115 (86)	21.0	免除・徴収猶予申請可
学 部	5	— (115)		

() は第二部及び初等(夜間5年)の学生

◆学力評価点の算定方法

令和4年度前期(令和4年9月末)までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格, 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※ なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

3 受付方法

◆ 申請書受付期間等

【柏原キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「持参」することとします。

令和4年9月1日（木）～ 10月12日（水） 9：00 ～ 16：00

受付会場 学生支援課窓口（柏原キャンパス事務局棟3階）

【天王寺キャンパス所属学生】

申請については原則、申請書類を「郵送」することとします。

令和4年10月12日（水）必着

〈郵送先〉

天王寺地区総務課学務係

住所 〒543-0054 大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88

☆留学等により日本にいない場合は、郵送による提出を受け付けます。申請書類一式を封筒に入れ、朱書きで「令和4年度後期分授業料免除申請書類 在中」と記載し、下記まで郵送してください。また、郵送方法は特定記録もしくは簡易書留にて郵送してください。

令和4年10月12日（水）必着

〈郵送先〉

学生支援課奨学厚生係

住所 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

【提出についての注意事項】

☆申請にあたっては、極力、申請書類及び証明書等の提出書類に不備が無いようにしておいてください。不備がある場合は期日を指定して補正を行っていただきます。

☆申請書及び証明書類に記載された事項（所得の種類、扶養人数など）について、申請者自身が説明できるようにご準備ください。

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

収入に関する書類などが間に合わない場合は、「4 提出書類」の内、

①令和4年度後期分授業料免除願（様式1）、

②家庭状況調書（様式2）

①・②以外で提出できる書類

を提出してください。（期日を指定して補正を行っていただきます。）

4 提出書類

(1) 申請者全員が提出する書類

- ① 「令和4年度 後期分授業料免除願」(様式1)
- ② 「家庭状況調書」(様式2)
- ③ 「授業料免除申請書類チェックリスト」(様式13)
- ④ 「令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書もしくは非課税証明書」(市区町村発行)
所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税(所得割・均等割)の課税非課税等が明記されているものを提出してください。
収入の有無に関わらず、家族全員分(申請者を含む)を提出してください。
無職の方も必ず提出してください。(収入のない高校生以下は提出する必要はありません。)

【証明内容】

- ・所得証明書は不可。課税証明書もしくは非課税証明書であること。
- ・住民税等、課税金額が明記されていること。(もしくは非課税であることがわかること。)
- ・所得金額・配偶者控除・扶養人数等が明記されていること。
- ・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せてください。
- ・収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分(収入のない高校生以下は除く)を提出してください。非課税の方、無職の方も必ず提出してください。

(2) 該当者が提出する書類

別紙「証明書類一覧」(この要項最後のページ)を参照

5 その他

- (1) 授業料免除申請者(申請書類を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- (2) 申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、「授業料免除等受理票」を渡しますので、期日までに不足書類と一緒に提出してください。再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。

(2) 特別選考による授業料免除

この制度は、下記の家庭事情によって授業料の納付が極めて困難であると認められた者に対して、学力評価基準を緩和して特別に選考を行うものです。

特別選考における学力評価基準は、修得単位数のみとし、学力評価点は問いません。

ただし、家計評価基準については通常の授業料免除制度と同様とするので、特別選考に申請した者が優先される制度ではありません。

選考の結果、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されますが、申請者全員が免除されるものではありません。

1 免除対象者

- (1) 本人が児童養護施設等を退園した者又は里親委託等によって大学に入学した者である場合
- (2) 本人又は同一世帯の中に障害者がいる場合
- (3) 学資負担者が長期療養中で、収入を得ることが困難な場合
- (4) 申請時期の1年以内に学資負担者が自己破産している場合
- (5) 学資負担者が生活保護を受けている場合
- (6) 前各号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

ただし、次の者については、特別選考の対象としません。

- ① 令和4年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和4年9月30日時点で、令和4年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間(前・後期分)以内に限り免除対象者となります。
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

2 学力評価基準

下記は令和4年度後期申請分の基準です。

令和4年9月末までの修得単位数が、次表の修得単位数以上の者を適格者とします。

()は第二部及び初等(夜間5年)の学生

回	生	修得単位数	備考
学 部	1	12 (10)	徴収猶予のみ申請可
学 部	2	38 (30)	
学 部	3	65 (50)	
学 部	4	95 (70)	免除・徴収猶予申請可
学 部	5	— (90)	

3 受付期間等

P5「3 受付方法」のとおり

4 提出書類

P6に記載の「4 提出書類」のほか、「令和4年度後期分授業料特別選考免除願」(様式5)を提出してください。

(3) 授業料徴収猶予

徴収猶予のみを希望する場合は、学部の令和2年(2020年)度以降の入学生も申請できます。

経済的理由により納付期限(後期分2月)までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対し、本人の申請に基づき選考の上、授業料の徴収猶予(納付期限延長)を認める制度です。

授業料免除結果が半額免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

1 提出書類

《授業料免除と徴収猶予の両方を申請する場合》

「令和4年度 後期分授業料免除願」(様式1)の最下段『徴収猶予を希望します』を○で囲んでください。

(※注) 授業料免除と徴収猶予の両方を申請する場合は、「令和4年度後期分授業料徴収猶予願」(様式3)と「家庭状況調書」(様式4)を提出する必要はありません。

《徴収猶予のみ申請する場合》

「令和4年度後期分授業料徴収猶予願」(様式3)、「家庭状況調書」(様式4)、P.6の「4 提出書類」(1)

《①②を除く》と(2)を提出してください。

※ 徴収猶予のみの申請の場合は、高等教育の修学支援新制度への申請は必須ではありません。

2 受付期間 授業料免除申請と同時期(P.5「3 受付方法」参照)

3 猶予期限 猶予を許可された場合、令和5年2月末日まで後期分授業料の納付が猶予されます。

4 徴収猶予の可否は郵送により、本人あてに通知します。

3. 授業料免除及び徴収猶予の家計評価基準（収入限度額）について

授業料免除及び徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除を受けるための金額の目安となっています。

※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 （両親・本人）	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 （両親・本人・私立大学生・公立高校生）	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

※大学院生・専攻科生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6700	4120
	自宅外	7170	4590
3人 （両親・本人）	自宅	5986	3570
	自宅外	6620	4040
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6730	4150
	自宅外	7200	4620

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

《給与所得者の場合》

次の計算式によって得られた金額が所得金額となります。

収入金額が 1040千円以下のもの	・・・所得金額は0円
収入金額が 1040千円を超え 2000千円までのもの	・・・収入金額×0.8－830千円＝所得金額
収入金額が 2000千円を超え 6530千円までのもの	・・・収入金額×0.7－620千円＝所得金額
収入金額が 6530千円を超えるもの	・・・収入金額－2580千円＝所得金額

（注意）・給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。

- ・同一人に複数の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

《給与所得者以外の場合》

確定申告書の所得金額（ただし、給与所得に関しては上記計算方法を適用）を使用します。

- （※注） ・給与所得以外の所得が赤字の場合はゼロとして扱います。
- ・プラス所得（黒字）とマイナス所得（赤字）の相殺はできません。

家庭状況調書の書き方

1. 令和4年10月現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係、天王寺地区総務課へ問い合わせてください。

「⑦家族住所」欄

- (1) 主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2) 本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

「⑧家族状況」欄

- (1) 「家族」とは次の者であり、全員記入してください。
 - ・同居・別居を問わず申請者と生計を一にしている者
 - ・申請者又は家計支持者と同居している者※同一の住居に居住している家族は、書類上の扶養関係の有無に関わらず、原則として同一世帯とみなし、同一生計者とします。
※所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等に記載された被扶養者は同一生計者とします。
- (2) 「年令」は、申請時現在で記入してください。
- (3) 「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、主婦・無職等もその旨記入し空欄にしないでください。
- (4) 「在職期間」は、現在の職業（勤務先）についてからの期間を記入してください。
- (5) 「勤務先名」は、〇〇商店・〇〇会社・〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6) 主たる家計支持者には◎印を、従たる家計支持者には○印を付けてください。
また、別居者には×印をそれぞれ続柄の左に付けてください。
- (7) 「就学者」とは、次に在学する者です。
 - 小・中・高校、高専、大学（専攻科・大学院を含む。）、特別支援学校及び専修学校（高等・専門課程）
 - ・上記以外の学校（予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
 - ・国・公・私立別を明記してください。
 - ・令和3年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。

「⑨収入状況（年収）」欄

収入金額・所得金額の記入上の注意

- (1) 所得は、申請時現在、少しでも収入のある者全員の令和3年1月から令和3年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。
※令和3年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- (2) 令和3年途中又は今年あらたに就職・転職（開業・転業等を含む）した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収入（見込）証明書」（様式6）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (3) 就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「アルバイト収入（見込）証明書」（様式9）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- (4) 年金（各種共済年金・個人年金を含む）や恩給を受給している者がいる場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。（所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。）
- (5) 退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和4年4月以降に所得があれば記入してください。
- (6) 千円未満の端数は切り捨ててください。

≪給与所得≫

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・児童手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金、育児休業給付金等も給与所得とします。

(1) 「所得の種類」欄

- ア. 各人の所得の種類を記入してください。
（例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。）
- イ. 同一人物で2種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。
（例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。）

(2) 「収入金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」を記入してください。

- ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『**支払金額**』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収税額を引いた金額ではありません。**所得証明書の金額を記入しないように注意してください。**）
- イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）
- ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収入金額にあたります。
- エ. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。
[基本手当×令和4年10月1日以降受給できる日数=収入金額]として記入してください。
（基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。）

(3) 「所得金額」欄

記入する必要はありません。

≪給与所得以外≫

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。
農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

(1) 「所得の種類」欄

- ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）
- イ. 同一人物で2種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

(2) 「収入金額」「必要経費」「所得金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入してください。

- ア. 「収入金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した収入金額を記入してください。
- イ. 「必要経費」は、確定申告をしている場合は、収支内訳書の必要経費の金額を記入してください。
- ウ. 「所得金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した所得金額を記入してください。
（確定申告書では、所得金額は①～⑧の金額に該当します。）
確定申告をしていない場合は、所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。
（必要経費のないものは、収入金額を所得金額とします。）

「⑩本人状況」欄

(1)「給付型奨学金」欄

※日本学生支援機構等の貸与型奨学金は記入する必要はありません。(給付型奨学金は含みます。)

ア. 昨年度(令和3年度)に受給していた給付型奨学金について、奨学会名と令和3年度(令和3年4月～令和3年4月)の受給額を記入してください。

(2)世帯の事情等

該当する事項がある場合は口に✓をしてください。

ア. 「生活保護受給世帯の子弟等」とは、家計支持者(父母もしくは父母に代わり家計を支える者)を含む世帯が生活保護受給世帯である者

イ. 家計支持者(父母もしくは父母に代わり家計を支える者)が、全員、住民税(所得割)非課税である者

ウ. 申請者本人が、児童養護施設退所した(もしくは入所中の)者又は里親委託等において大学に入学した者

「⑪特別控除」欄

必要事項及び金額を、申請時現在で次により記入してください。

(1)「母子・父子世帯」欄

ア. 父又は母と18歳未満の子女(18歳以上の就学者も18歳未満の子女として扱う。以下同じ。)だけの世帯の場合

イ. 父又は母と60歳以上の祖父母(祖父又は祖母のみの場合を含む。)及び18歳未満の子女の世帯であって、祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合

※上記ア・イは父母の両方がない場合を含みます。その場合、配偶者のない兄弟が含まれても同様の扱いとします。

(2)「障害のある人がいる世帯」欄

この項目に該当する者(本人を含む。)は次のとおりです。

「有」の場合は、本人との続柄及び人数を記入してください。

ア. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載された者又はこれに準ずる者

イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害がある者

ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害のある者

エ. 心身喪失の状況にある者、若しくは知的障害と判定された者

オ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者

(3)「長期に療養を要する人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として1年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近6か月分の領収書等を必ず添付してください。

ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代(文書料を除く。)

イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用(入院患者の食費を除く。)

ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用

エ. 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む。)

オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代

カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費(必要不可欠と認められるものに限る。)

(4)「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近3か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5) 「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去6か月以内に火災・風水害・盗難等の災害を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの(り災証明書等)及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

- ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費
- イ. 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

◆源泉徴収票の見方・注意点

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 柏原市旭ヶ丘 ×-×-×	(受給者番号)		(役職名)		氏名(フリガナ) 教育 太郎
種別 給与・賞与	支払金額 5870000	給与所得控除後の金額 4154400	所得控除対象の合計額 2089185	源泉徴収税額 111200	
控除対象配偶者の有無等 ○	控除対象扶養親族の人数 0	16歳未満扶養親族の人数 0	障害者の数 0	非居住者である親族の数 0	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
(摘要)					
生命保険料の金額の内訳	住宅借入金等特別控除の額の内訳	控除対象配偶者の氏名 教育 花子	控除対象扶養親族の氏名 1 教育 一郎 2 教育 二郎 3 教育 キヨ	国民年金保険料等の金額	旧基礎年金保険料の金額
未成年者 ○	中途退社・退職 3	受給者番号 0	令和3年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調査「⑨収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。	令和3年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。	令和3年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。この場合は、「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。
支払者 住所(居所)又は所在地 奈良県香芝市 ×-×	氏名又は名称 (株)大阪商店	(電話番号) ×××-×××-××××			

① 令和3年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調査「⑨収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。

② 令和3年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。

令和3年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。この場合は、「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。

◆確定申告書の見方・注意点

確定申告書（令和3年分）については、必ず、第一表・第二表の両方の写を提出してください。

分離課税の申告がある場合は、第三表も提出してください。

税務署の受理印のあるもの（※）を提出してください。

なお、インターネットにより電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を併せて提出してください。

※もしも、受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を併せて提出してください。

八尾 税務署長
4年 2月 16日 令和 3年分の所得税の確定申告書B

住所	〒582-0026	八尾税務署 4.2.16 受付	氏名	教育花子			性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
	柏原市旭ヶ丘×-×-×	八尾税務署 4.2.16 受付	教育花子	葉子店	教育商店	教育太郎		妻			
〇〇年1月1日の住所	同上	生年月日	3420401	電話番号	072-978-XXXX		種類	青色	分離	損失	修正
		特例の 課税 特異 番号	08108924								

※給与については、「令和3年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明と
ならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。

（確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

収入金額等	事業	営業等 (ア)	3	9	8	0	3	3	5
		農業 (イ)							
		不動産 (ウ)	1	2	0	3	5	6	1
		利子 (エ)							
		配当 (カ)							
	雑	公的年金等 (キ)							
		その他 (ク)							
	総合 譲渡	短期 (ケ)							
		長期 (コ)							
		一時 (サ)							

① 令和3年1月1日以前から開業（受給）している場合は、家庭状況調書「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。

※給与については、「令和3年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明とならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。

（確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

所得金額	事業	営業等 ①	1	4	5	3	3	2
		農業 ②						
		不動産 ③	3	7	8	5	5	2
		利子 ④						
		配当 ⑤						
		給与 ⑥						
	雑	⑦						
		総合譲渡・一時 (ケ)+[(コ)+(サ)]×1/2 ⑧						
		合計 ⑨	5	2	3	8	8	4

① 令和3年1月1日以前から開業（受給）している場合は、この所得額を家庭状況調書「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「所得金額」欄に記入する。

一時所得は、別途、収入があった日（譲渡日）がわかる書類の提出が必要です。

(1) 申請者全員が提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
		令和4年度後期分授業料免除額(様式1)	
		家庭状況調査(様式2)	
		授業料免除申請書類チェックリスト(様式13)	
住民税(課税、非課税)所得・扶養人数等	全員分(高校生以下の者を除く) ※申請者本人のものを含む	令和4年度(令和3年分)所得・課税証明書 もしくは非課税証明書	市区町村

(2) 該当者が提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
所得に関する証明	給与所得のある者 ※昨年(令和3年1月1日)と勤務先が同じ場合	・源泉徴収票(令和3年分)の写	勤務先
	給与所得のある者 昨年途中又は今年(令和3年1月2日以降)、あらたに就職・転職した場合	・年収入(見込)証明書(様式6)	勤務先
	休職中の者	・休職が確認できる書類	勤務先
	傷病手当金を受給している者	・傷病手当金通知書の写し ※支給額が確認できる書類	全国健康保険協会・共済組合等
	失業し、雇用保険基本手当(失業給付)を受給中の者	・雇用保険受給資格者証(表裏両面)の写	職業安定所(ハローワーク)
	年金(恩給)受給者(※遺族年金を含む)	・最新の年金(恩給)改定通知書・支払通知書の写(所得証明書や確定申告書等に記載のないものも含む)	都道府県保険課・日本年金機構・保険会社等
	生活保護受給世帯	・生活保護決定(変更)通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、当該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村
	児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給世帯	・児童扶養手当証書等(受給金額が確認できるもの)の写	市区町村
	児童手当 受給世帯	・児童手当支払通知書等(受給金額が確認できるもの)の写	市区町村
	商・工・林・水産業所得	商・工・林・水産業所得のある者	・確定申告書(令和3年分 第一表・第二表)の写 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出すること。
農業所得	農業所得のある者	※税務署又は役所の受理印のあるものを提出すること。 インターネットにより、電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。	
その他の職業・雑所得	配当・不動産・雑所得のある者	※受理印がない場合は、申告額がわかる「納税証明書(その2)」を添付すること。	
臨時所得	退職(予定)者	・退職(予定)に係る申立書(様式12) ・退職(予定)証明書(退職が確認できる書類)の写 ・退職金の支給額が確認できる書類の写	勤務先
	保険金のある者	・保険金の支給額が確認できる書類の写	保険会社等
	資産の譲渡による所得のある者	・確定申告書(令和3年分 第一表・第二表・第三表)の写 ・譲渡した日がわかる書類	税務署
死亡に関する証明	学費負担者が6カ月以内に死亡した世帯	・死亡診断書の写 ・死亡保険金の支給額が確認できる書類の写(令和4年4月～令和4年9月に死亡保険金を受け取った場合)	医師・病院・保険会社
特別控除に関する証明	専修・専門学校に在学する者のいる世帯	・在学証明書	専修・専門学校
	障害者・被爆者等のいる世帯	・障害者手帳等の写	市区町村
	長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書(診断書) ・長期療養者にかかる経費の申立書(様式7) ・経費の領収書(最近6か月分)の写	医師・病院等 医師・病院・看護人等・薬局等
	主たる家計支持者が別居している世帯	・健康保険等によって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	保険会社等
	火災・風水害・盗難等の被災世帯	・別居により必要とする経費の申立書(様式8) ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書(最近3か月分)の写	学生(申請者)
自己破産に関する証明	申請時期の1年以内に学費負担者が自己破産している場合	・り災証明書、盗難届証明書等 ・損害保険金・損害保険金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
成績に関する証明	申請時期の1年以内に学費負担者が自己破産している場合	・免責決定確定通知書等の写	裁判所
成績に関する証明	大学院・専攻科の新入生全員	・成績証明書	出身大学
就学者の収入	恒常的にアルバイトをしている就学者	・アルバイト収入(見込)証明書(様式9)	勤務先
授業料免除実施状況に関する証明	国立の大学・高専・高校に在学している者全員(本人を除く)	・授業料免除実施状況証明書(様式10) (兄弟姉妹等が本学在学生の場合は不要)	在学する国立の大学・高専・高校
前年度の奨学金受給状況の証明	令和3年度中に大学を経由して、給付型奨学金を受給していた者	・奨学金受給状況証明書(様式11)	出身大学等
	令和3年度中に大学を経由せず、直接、給付型奨学金を受給していた者	・奨学金の受給期間、受給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先
新制度の基準に適合でない証明(学部生(留學生以外))	日本国籍を有しておらず、かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外の者	在留カードの写しなど、在留資格を確認できる書類	-
	高等学校卒業から大学入学までの期間が2年を超えたため申請ができない者	高等学校卒業から本学入学までの学歴を記載したもの(任意様式)	-
	資産要件(生計維持者2名:2000万、生計維持者1名:1250万)により申請不可の者	左記理由により申請ができない旨が表示されたスキャネットの申込画面のコピー	日本学生支援機構HP

療養費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険、損害賠償等による補填分を差し引きします。
※ 必要に応じて、上記の書類以外の証明書類の提出を求める場合があります。